

## ～ 警察の犯罪被害者等支援制度 ～

ご存じですか？



詳しくは、警察本部  
(027-243-0110  
(内線2151～2155)  
又は渋谷警察署  
(23-0110)  
にお問い合わせください。

- 情報提供(被害者連絡制度や「被害者の手引」の交付)  
事件の捜査状況や被疑者の検挙・処分状況の連絡や被害者支援制度を説明するパンフレットの交付等を行っています。(性犯罪事件の届出の際、担当警察官の性別を選ぶこともできます。)
- 公費の支出(経済的負担の軽減)  
一定の条件のもと、医療機関に対する初診料・診断書料等のほか、ご遺体の搬送料、事件により転居した場合の費用等を公費で負担します。
- 犯罪被害者等給付金の支給(国が、被害者本人やご遺族に一時金を支出)  
故意の犯罪行為により、死亡、負傷又は疾病が生じた場合に支給されます(審査によって減額又は不支給となる場合があります)。
- その他  
精神的被害の回復を支援するためのカウンセリング、各種相談への対応(女性職員の対応も可能)、民間の被害者支援団体との連携等も行っていきます。